

静岡県告示第651号

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）第2条第3号に規定するプレジャーボート係留施設を次のとおり告示する。

令和5年11月6日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

廃止する施設

港湾名 番号	施設の名称	級	場所	施設の内容	施設的能力	
清 水 港	5	江尻1号係留場	2級	静岡市清水区袖師町 (江尻船溜内)	係船岸、船揚場	延長94.5m 収容可能隻数13隻